税理士連絡協議会

令和６年 12 月 13 日（金）
午前 10 時 00 分～
あさひホール（ラピオ５階）

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　議題

（１）申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて【総務課】
別添資料１参照

（２）「税理士等事務員名簿」及び「税理士等関与納税者名簿」の提出依頼について
別添資料２参照　【総務課】
発送日　：令和６年 12 月 13 日（金）
提出期限：令和７年１月 31 日（金）

（３）国家公務員の倫理保持について【総務課】
別添資料３参照

（４）令和６年分確定申告会場の日程について【個人】

別添資料４参照

（５）インボイス制度に関する周知等について【個人】

（６）国外財産調書制度等の適正な執行の確保について【個人】

（７）相続税 e-Tax に係る相続人等の利用者識別番号の確認方法の更なる簡便化について　【資産】

別添資料５参照

（８）源泉担当部門からのお願い事項について【法人】

別添資料６参照

令和７年１月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

令和６年１月４日

（概要）
国税庁においては、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ））を進めているところです。
こうした中、e-Tax利用率は向上しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれることや、ＤＸの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和７年１月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

※　対象となる「申告書等」とは、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類のほか、納税者の方が、他の法律の規定により、若しくは法律の規定によらずに国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署に提出される全ての文書をいいます。

申告書等の正本（提出用）の提出について

令和７年１月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行いません。
書面申告等における申告書等の提出（送付）の際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いいたします。
申告書等の控えへ収受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いいたします。
なお、令和７年１月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者にお渡しいたします。
郵送等により申告書等を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を同封された方に対しても、窓口での収受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名（業務センター名）を記載したリーフレットを同封して返送いたします。

申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法について

申告書等の控えの収受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。
なお、個人の方による所得税申告書等の情報の確認方法については、「申告書等の情報の取得について」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

○　e-Taxによる申告・申請手続
申告・申請手続は、e-Taxで行うことができます。
e-Taxで申告等データの送信が完了した後、送信されたデータの受信通知がメッセージボックスに格納されます。受信通知では、申告書等を提出した者の氏名又は名称、受付番号、受付日時等を確認することができます。
また、受信通知から電子申請等証明書の交付を請求することもできます。

なお、個人の利用者が受信通知の内容を確認する場合、マイナンバーカード等の電子証明書が必要です。

受信通知の確認方法については、「e-Taxを利用して申告等データを送信した場合、税務署の受付日時等はどのように確認できますか。」（e-Taxホームページ）をご覧ください。

○　申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）

所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書について、書面により提出している場合であっても、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することができます。

なお、利用に当たっては、マイナンバーカードが必要です。

申告書等情報取得サービスについては、「申告書等情報取得サービス」（e-Taxホームページ）をご覧ください。

○　保有個人情報の開示請求

税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます（写しの交付の場合は１か月程度かかります）。

手数料は300円（オンライン申請の場合は200円）です。

法人の申告書等には利用できません。

保有個人情報の開示請求について、e-Taxを利用したオンライン請求及び手数料の電子納付をすることができます。

開示請求手続のオンライン化については、「e-Taxを利用した開示請求等のオンライン申請について」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

○　税務署での申告書等の閲覧サービス

税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。

詳細については、「申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針）」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

○　納税証明書の交付請求

納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額又は所得金額の証明書を取得することができます。

手数料は、税目ごと１年度１枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。

納税証明書の交付請求について、e-Taxを利用したオンライン請求及び手数料の電子納付をすることができます。

納税証明書のオンライン請求については、「オンラインでの交付請求」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

金融機関等への周知

国税当局から、金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対して、今般の見直し内容について事前に説明を行い、「令和７年１月以降は、各種の事務において収受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めない」ことを徹底いただくようにお願いしております。

（参考）

全国銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会等の金融機関団体に対して、傘下の金融機関等にも周知いただくよう要請しているほか、必要に応じて傘下の銀行等を対象とした説明会や国税局・税部署からの個別説明を実施しています。

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関するＱ＆Ａ

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関するＱ＆Ａ（PDF／185KB）

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、Adobeのダウンロードサイトからダウンロードしてください。

このページの先頭へ

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 申告手続・用紙 / 令和７年１月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

（参考）　当分の間交付するリーフレット

窓口用

申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

令和●年●月●日

●●税務署

本日、書面で提出された申告書等を受け付けました。

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和７年１月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。**

申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※　対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。

申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

その他 e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください

（以下のメモ欄は、提出書類の記録等にご使用ください。）

□　　年分　　税　　申告書

□

□

□

申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法

○　**申告書等情報取得サービス（オンライン申請可）**
- 書面申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。
- 本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。

○　**保有個人情報の開示請求（オンライン申請可）**
- 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申請書等の内容を確認することができます。
- 写しの交付まで約１か月程度かかるほか、手数料が 300 円（オンライン申請の場合は 200 円）かかります。
- 法人の申告書等には利用できません。

○　**税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での対応のみ）**
税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。

○　**納税証明書の交付請求（提出事実のみ）（オンライン申請可）**
手数料が税目ごと１年度１枚につき 400 円（オンライン申請の場合は 370 円）かかります。

国税庁

郵送用(表)

申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

書面で提出された申告書等を受け付けました。

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和７年１月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。**

申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※　対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。その他 e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください

国税庁

令和●年●月●日　●●税務署

郵送用(裏)

（以下のメモ欄は、提出書類の記録等にご使用ください。）

□	年分	税	申告書
□			
□			
□			
□			

【「Ｑ＆Ａ」の主な変更点】

問	変　更　前	変　更　後
問３ （６段目）	郵送等により申告書等を提出する際に、「返信用封筒」と「申告書等の控え」を同封された方に対しても、窓口での収受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名を記載したリーフレットを同封して返送いたします。	郵送等により申告書等を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を同封された方に対しても、窓口での収受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名（業務センター名）を記載したリーフレットを同封して返送いたします。
問５ （２段目）	「取下書」など現在 e-Tax で提出できない他の手続についても、e-Tax で提出できるよう検討しています。	また、令和６年 11 月から税理士等が「税務代理権限証書」の「その他の事項」欄に申請書等の取下げの意向を入力のうえ、代理送信いただければ、税務署等において「申請書等の取下書」として取り扱うこととしました。
問６ （２段目）	今後、「マイページ」を税理士が参照できるようにするほか、表示する情報の拡大などを検討しています。 （追　加）	今後、マイページの「各税目に関する情報」に「贈与税関係」を新たに追加し、過去に e-Tax で提出された贈与税申告書が参照可能になる予定です。（令和７年１月対応予定） また、e-Tax 上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士については、納税者のマイページで確認できる「各税目に関する情報」をはじめとする情報が参照可能になる予定です。（令和７年５月対応予定）
問７ （新　規）	（問）当分の間の対応として交付するリーフレットについて、交付を希望する場合には、どのようにしたらよいか。 （答）窓口等で申告書等を提出する場合は、職員に対し、リーフレットの交付を希望する旨を申し出てください。郵送等により申告書等を提出する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封して送付してください。また、リーフレットの後日交付依頼や紛失した場合の再発行依頼があった場合は、日付・税務署名の記載されていないリーフレットを交付します。	
問８ （新　規）	（問）当分の間の対応として交付するリーフレットにおいて、提出書類の記録等として設けられているメモ欄にはどのような内容を記録すればよいのか。 （答）メモ欄については、納税者の方が、備忘等の観点から任意に記載する欄として便宜的に設けさせていただいておりますので、必要に応じて、提出書類の書類名を記載する等にご利用ください。	

令和６年１１月

（申告書等の控えへの収受日付印の押なつ見直しに関連する事務）
［まとめ］　各種事務の見直しの対応状況

各種事務	見直しの対応状況	
e-Taxマイページの充実	【贈与税関係の申告情報の追加】 ⇒　令和７年１月から開始予定 【税理士が納税者マイページ等を参照】 ⇒　令和７年５月から開始予定	（参考） e-TaxHP（令和６年10月25日掲載） 「令和7年1月からe-Taxが一層便利になります。」
取下書のe-Tax対応 （税務代理権限証書を活用した取下げ）	⇒　令和６年11月から開始済	令和６年10月24日付 e-Tax を利用した「申請書等の取下書」の 提出について（周知依頼）
申告書等の閲覧サービスでの写真撮影	⇒　令和６年４月から開始済	
延納・物納申請書の提出年月日等の確認 （「徴収の引き受け通知書」等に、申請書の収受日等を記載）	⇒　令和６年７月から開始済	
窓口等で交付するリーフレット (※)事前に、国税庁ＨＰ「申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関するＱ＆Ａ」を更新し、リーフレットを周知	⇒　令和７年１月から開始予定	(※)令和６年11月20日付 申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて（周知依頼）

別添資料２

様式第６号

発送（予定）文書

令和６年 12 月 13 日

「税理士等事務員名簿」等の提出依頼について

平素は、税務行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、税務署では、税理士業務の適正な運営を確保するため、管内に事務所を有し税理士業務を行う皆様から、毎年１回、事務員及び関与納税者（直接受任を行う所属税理士を雇用している場合は、当該所属税理士の関与納税者状況を含む。）の状況を取りまとめの上、提出していただいております。

つきましては、ご多忙中恐縮ですが、同封の「税理士等事務員名簿」等に所要事項をご記入の上（事務員等の雇用又は関与納税者がない場合にはその旨をご記入ください。）、令和７年１月 31 日までに同封の返信用封筒でご提出いただくか、「税理士等事務員名簿」等を、イメージデータ（PDF 形式）に変換し、ｅ‐Tax にて事務所所在地を管轄する税務署総務課宛送信（提出）いただきますようお願い申し上げます。

なお、「税理士等事務員名簿」等につきましては、記載項目を満たしていれば、独自に作成している様式により提出いただいて差し支えありません。

また、当該文書は名古屋国税局から一括して送付しておりますが、当該文書の内容に関するお問合せにつきましては、封筒表記の各税務署の総務課税理士事務担当者までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

おって、「税理士等事務員名簿」等につきましては、税理士業務の適正な運営の確保を図る目的で提出いただいているところであり、この目的以外において利用することはありません。

（注）「税理士等事務員名簿」等をｅ‐Tax で送信（提出）いただく場合は、次表に記載の「汎用手続ＩＤ」等により申請手続きを検索してください。

（汎用手続ＩＤ等）

汎用手続ＩＤ	ＨＳＯ0450（エイチエスオーゼロヨンゴゼロ）
汎用手続名称	使用人及び関与先の概況
税　　目	税理士法関係

e-Tax ホームページの「イメージデータで送信可能な手続について」に具体的な利用方法等が掲載されておりますので、ご参照ください。

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ

～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者（裏面参照）の皆様から原則として、以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

- 金銭や物品の贈与
- 酒食等のもてなし（接待）
- 車での送迎など、無償でのサービス提供
- 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること
- 金銭の貸付け
- 未公開株式の譲渡
- 無償での物品や不動産の貸付け



審査会HPはコチラ→

※上記の禁止行為に該当した場合でも、一部例外として認められるものもあります。
詳しくは国家公務員倫理審査会ホームページを御覧ください。

利害関係があるとは･･･

あなたが、国家公務員が行う以下の事務の相手方である場合は、あなたは「利害関係者」です。

- ◆事業所管
- ◆許認可
- ◆補助金交付
- ◆立入検査、監査、監察
- ◆不利益処分や行政指導
- ◆契約
- など

利害関係者ではない事業者からであっても、国家公務員が繰り返し接待を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超える接待・贈与を受けた場合には、その国家公務員が法令違反となります。

※事業者には、法人のほか国や地方公共団体などの団体や個人事業者も含まれます。



表面にある禁止されている行為をしている国家公務員を見かけた方は･･･

公務員倫理ホットライン（国家公務員倫理審査会の相談･通報窓口）

メールアドレス：**rinrimail@jinji.go.jp**

公務員倫理ホットライン　検索

※通報した方の氏名等は窓口限りにとどめるなど通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。なお、匿名での通報も可能です。

リサイクル適性Ⓐ　この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和６年３月　国家公務員倫理審査会作成

別添資料４

令和６年分確定申告会場別日程表

| 確定申告会場 | | 1月 | | |

相続税 e-Tax 申告をされる税理士の皆さまへ

「利用者識別番号」が不明な場合は



コレで確認

簡単！ 便利！
「変更等届出書」の具体的な入力例を裏面でご紹介！

- 財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を**送信した税理士**に利用者識別番号の有無等を**電話で連絡**します。
- **複数人分**の利用者識別番号が **１件の「変更等届出書」**の送信で確認できるようになりました。

（※）**相続税**を e-Tax で申告される場合のみの手続きです。

利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、**①過去に電子申告を行った申告書の控え（所得税や贈与税など）、②税務署からの郵送物、③e-Tax のマイページ**などから確認できます。

財産取得者（相続人等）への確認の際は、財産取得者用のリーフレットをご活用ください。

分かる

取得済の利用者識別番号を使用

分からない（取得しているか不明）

「変更等届出書」を e-Tax で代理送信し、利用者識別番号の有無等を確認

⇒ **パスワードのリセットを併せて行うか否かで手続きが異なります。**

取得していない

「開始届出書」を財産取得者（相続人等）の住所地の所轄税務署に e-Tax で代理送信

⇒ 利用者識別番号をオンラインで即時発行

パスワードをリセットしない

「変更等届出書」を**財産取得者（相続人等）の代表者の住所地を管轄する税務署**に e-Tax で代理送信

⇒ 詳しくは**裏面（上段）**をご覧ください。

パスワードをリセットする

「変更等届出書」を**それぞれの財産取得者（相続人等）の住所地を管轄する税務署**に e-Tax で代理送信

⇒ 詳しくは**裏面（下段）**をご覧ください。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のご案内

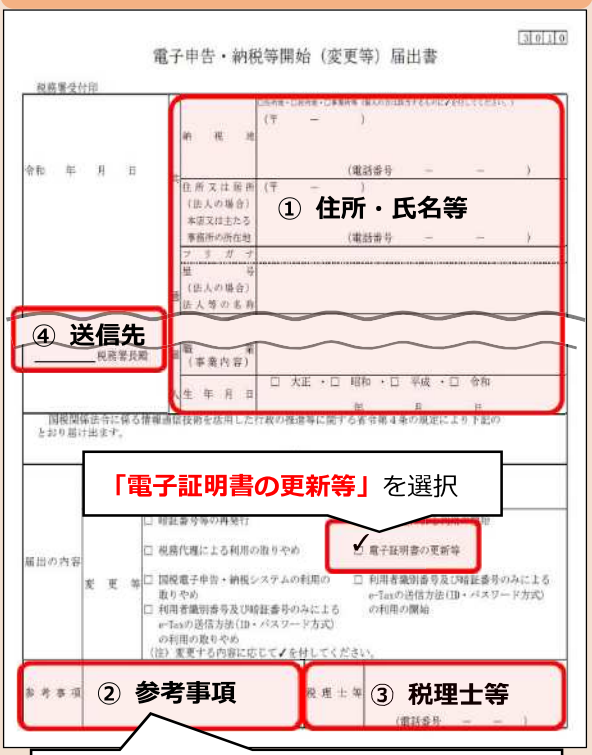
相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧などは国税庁ホームページ内の「相続税 e-Tax 特設サイト」をご覧ください。

国税庁　法人番号 7000012050002

令和６年12月

「変更等届出書」の具体的な入力例・送信先税務署

パスワードをリセットしない場合
（複数人の利用者識別番号を確認する場合）



① 住所・氏名等

利用者識別番号の有無等を確認する**財産取得者（相続人等）の住所・氏名等を入力**

⇒ 確認したい者が複数いる場合には、任意の者（例えば、配偶者など）を代表者として①に入力

② 参考事項

「相続税申告の委任有」、「税理士への連絡希望」及び**「PW リセット不要」**と入力

⇒ 利用者識別番号の有無等を確認したい者が複数いる場合は、①で入力した代表者以外の者の**「住所・氏名・生年月日」**を入力すれば代表者の変更等届出書の送信で一度に確認できます。

③ 税理士等

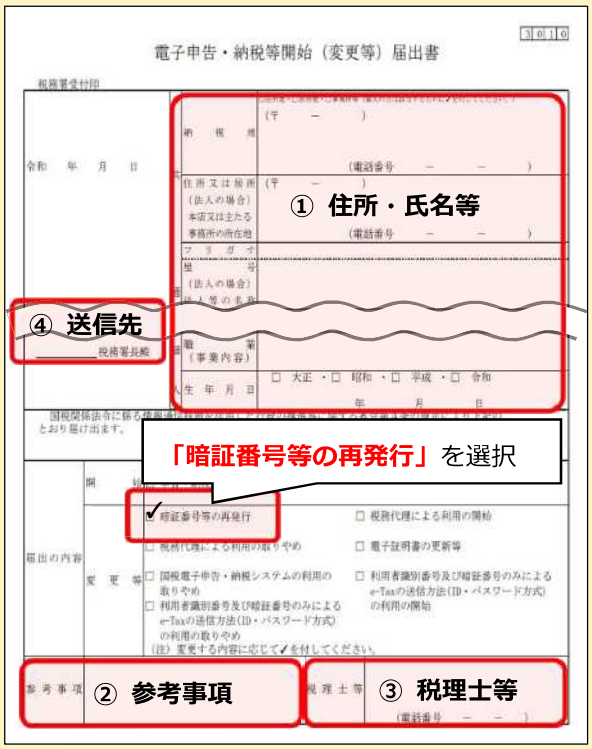
代理送信をする**税理士等の氏名・電話番号**を入力

④ 送信先

①で入力した者の住所地の所轄税務署を選択（入力）

- 後日、税務署（又は業務センター）から、③に入力した**税理士等の皆様あてに利用者識別番号の有無等を電話連絡**します。
 ※ 財産取得者（相続人等）へは、利用者識別番号が記載された通知書は通知（郵送）されません。
- また、**利用者識別番号がない（又は廃止している）場合**は、その旨を税理士等の皆様あてに電話連絡しますので、**「e-Tax の開始届出書」を別途 e-Tax により代理送信**してください。

パスワードをリセットする場合



① 住所・氏名等

利用者識別番号の有無等を確認する**財産取得者（相続人等）の住所・氏名等を入力**

⇒ 確認したい者が複数いる場合には、その者ごとに作成・送信

② 参考事項

「相続税申告の委任有」及び**「税理士への連絡希望」**と入力

③ 税理士等

代理送信をする**税理士等の氏名・電話番号**を入力

④ 送信先

①で入力した者の住所地の所轄税務署を選択（入力）

- 後日、税務署（又は業務センター）から、③に入力した**税理士等の皆様あてに利用者識別番号の有無等を電話連絡**します。
- なお、財産取得者（相続人等）へは、既存の利用者識別番号と仮パスワードが記載された通知書を通知（郵送）します。
- また、**利用者識別番号がない（又は廃止している）場合**は、その旨を税理士等の皆様あてに電話連絡しますので、**「e-Tax の開始届出書」を別途 e-Tax により代理送信**してください。

注１　e-Tax ソフト又は民間ソフト（国税庁の仕様公開に基づき作成されたもの）を使用して代理送信してください。
　２　「e-Tax の開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」から代理送信された場合は対象外です。

別添資料６

小牧税務署（源泉担当部門）からのお願い事項

１　期限内納付の指導と納付遅延者に対する早期納付の指導について

関与先に対して、源泉徴収した所得税の期限内納付を指導していただくほか、仮に納付していない事実を把握された場合には、早期納付の指導をお願いいたします。

なお、早期納付が困難であると認められる関与先につきましては、所轄税務署の源泉所得税担当部門に納付相談するよう併せて指導をお願いいたします。

２　提出書類の確実な記載等について

税務署に提出していただく次の書類については、源泉所得税額等の把握・確認を行う上でも有用な書類となりますので、確実な記載及び提出をお願いします。

（１）勘定科目内訳明細書のうち「⑩仮受金（前受金・預り金）の内訳書」（法人税確定申告書に添付）

（２）給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（令和７年１月31日提出期限）

（３）所得税の青色申告決算書及び収支内訳書（所得税及び復興特別所得税の確定申告書に添付）

なお、「⑩仮受金（前受金・預り金）の内訳書」の「源泉所得税預り金の内訳」につきましては、月別に記載をお願いします。